五　回収の期間を記載した書類

六　各一般送配電事業者の回収すべき託送回収金の総額及び回収の期間内における各年度の託送回収金の額並びに当該額の根拠を記載した書類

七　各一般送配電事業者の回収すべき系統整備負担金の総額及び回収の期間内における各年度の系統整備負担金の額並びに当該額の根拠を記載した書類

3　経済産業大臣は、第一項の承認の申請に係る各一般送配電事業者の回収すべき系統整備回収金の額が、広域系統整備計画に定める負担の方法に照らし、適正かつ明確に定められていると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

（系統整備回収金の額又は回収の期間の変更）

第四十五条の二十一の二十　前条第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る系統整備回収金の額又は回収の期間を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2　前条第二項の規定は前項の変更の承認に準用する。この場合において、前条第二項中「様式第三十一の二十一の十五の系統整備回収金承認申請書」とあるのは「様式第三十一の二十一の十六の系統整備回収金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

3　前条第三項の規定は、第一項の変更の承認に準用する。

（各一般送配電事業者が回収すべき系統整備負担金の額等の通知）

第四十五条の二十一の二十一　経済産業大臣は、第四十五条の二十一の十九第一項又は前条第一項の承認をしたときは、各一般送配電事業者に対し、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。通知した事項が変更されたときも、同様とする。

一　回収すべき系統利用者回収金の総額及び回収の期間内における各年度の系統利用者回収金の額

二　回収すべき託送回収金の総額及び回収の期間内における各年度の託送回収金の額

三　回収すべき系統整備負担金の総額及び回収の期間内における各年度の系統整備負担金の額

四　回収の期間

五　託送回収金相当金（一般送配電事業者がこの項の通知に従い託送回収金として回収した金銭をいう。）を払い渡すべき系統整備等実施事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　系統整備負担金相当金（一般送配電事業者がこの項の通知に従い系統整備負担金として回収した金銭をいう。）を払い渡すべき系統整備等実施事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

七　前各号に掲げるもののほか、経済産業大臣が必要と認める事項

2　経済産業大臣は、前項の通知をしたときは、遅滞なく、同項第五号及び第六号の系統整備等実施事業者に対し、同項の規定により通知した事項のうち当該系統整備等実施事業者に係る事項を通知するものとする。

第六節　（略）

第七節　（略）

第八節　（略）

（新設）

（新設）

第六節　（略）

第七節　（略）

第八節　（略）